

標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

沖縄市大規模下水道管路特別重点調査業務委託（空洞調査）（以下「業務」という。）は、「沖縄市大規模下水道管路特別重点調査業務委託」において、緊急度Ⅰと判定された箇所空洞調査を実施する内容である。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、沖縄市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- （イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者届 （ニ）業務計画書
- （ホ）完了届 （ヘ）引渡書 （ト）請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- （1）受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- （2）受注者は、業務の進捗を図るために、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- （1）受注者は、成果品完成後に発注者の審査をうけなければならない。

- （２）成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- （３）業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。但し、引渡し後（会計検査を含む）においても発注者からの要請があれば、異議なくこれに協力するものとする
- （４）業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.1.2 関係官公庁等との協議

受注者は関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.1.3 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.1.4 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.1.5 証明書の交付

業務の実施に当たって必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.1.6 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

1.1.7 成果物の審査および納品

- （１）受託者は、業務完了日を含め 10 日以内に、発注者の検査を受検しなければならない。
- （２）成果物の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- （３）業務の審査に合格後は、成果物一式を納品しなければならない。
- （４）業務完了において、明らかに託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、受託者は直ちに当該業務の修正等を行わなければならない。

第 2 章 調査・計画

2.1 一般的事項

受注者は、調査等に当り、問題点及び疑義等が生じたときは、遅延なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- （１）業務は十分な協議打合せの後、施工するものとする。
- （２）管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- （３）打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 計画

受注者は、発注者より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討し、特記仕様書等に基づいて作成するものとする。

第 5 章 提出図書

5.1 提出図書

- （１）成果報告書 ２部
- （２）その他関係図書
- （３）打合せ議事録
- （４）電子データ

第６章 参考図書

６．１ 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- （１）道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- （２）総点検実施要領（案）【舗装編】（参考資料）（国土交通省道路局 最新版）
- （３）舗装点検要領（国土交通省道路局 最新版）
- （４）道路土工・カルバート工指針（日本道路協会 最新版）
- （５）道路土工・盛土工指針（日本道路協会 最新版）
- （６）舗装設計便覧（日本道路協会 最新版）
- （７）路面下空洞調査要領（国土交通省 最新版）
- （８）協会等の作業マニュアル
- （９）その他関係法令

６．２ 上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ係員の承諾を受けなければならない。